

平成18年度北海道一般会計補正予算（第5号）

平成18年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,536,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,816,895,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道 税		530,614,961	7,869,000	538,483,961
	1 道 民 税	113,726,028	4,051,000	117,777,028
	2 事 業 税	128,227,825	2,765,000	130,992,825
	3 地 方 消 費 税	72,499,783	8,200,000	80,699,783
	7 自 動 車 税	89,604,926	△ 1,539,000	88,065,926
	9 自 動 車 取 得 税	16,977,436	△ 281,000	16,696,436
	10 軽 油 引 取 税	74,141,478	△ 4,993,000	69,148,478
	12 核 燃 料 税	671,748	△ 334,000	337,748
2 地方消費税清算金		119,393,324	△ 794,887	118,598,437
	1 地方消費税清算金	119,393,324	△ 794,887	118,598,437
3 地方譲与税		109,075,000	118,331	109,193,331
	1 所得譲与税	92,200,000	351,331	92,551,331

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 地方道路譲与税	15,616,000	△ 233,000	15,383,000
4 地方特例交付金		3,000,000	△ 452,354	2,547,646
	1 地方特例交付金	3,000,000	△ 452,354	2,547,646
5 地方交付税		711,222,981	1,387,088	712,610,069
	1 地方交付税	711,222,981	1,387,088	712,610,069
7 分担金及び負担金		41,830,859	△ 493,409	41,337,450
	1 分担金	2,874,333	△ 257,219	2,617,114
	2 負担金	38,956,526	△ 236,190	38,720,336
8 使用料及び手数料		28,758,187	△ 856,227	27,901,960
	1 使用料	17,647,020	△ 260,305	17,386,715
	2 手数料	727,400	△ 1,482	725,918
	3 証紙収入	10,383,767	△ 594,440	9,789,327
9 国庫支出金		369,359,833	508,143	369,867,976
	1 国庫負担金	109,358,974	250,706	109,609,680

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	257,068,711	827,197	257,895,908
	3 委託金	2,932,148	△ 569,760	2,362,388
10 財産収入		6,414,970	1,618,058	8,033,028
	1 財産運用収入	4,417,160	113,119	4,530,279
	2 財産売却収入	1,997,810	1,504,939	3,502,749
11 寄附金		137,740	203,793	341,533
	1 寄附金	137,740	203,793	341,533
12 繰入金		32,961,632	264,185	33,225,817
	1 特別会計繰入金	5,310,296	△ 230,425	5,079,871
	2 基金繰入金	27,651,336	494,610	28,145,946
13 繰越金		8,000,000	△ 8,000,000	0
	1 繰越金	8,000,000	△ 8,000,000	0
14 諸収入		289,948,924	△ 3,400,481	286,548,443
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,153,530	△ 151,211	2,002,319

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 預 金 利 子	59,332	169,770	229,102
	3 貸 付 金 収 入	265,894,420	△ 1,839,571	264,054,849
	4 受 託 事 業 収 入	4,191,492	△ 372,683	3,818,809
	5 収 益 事 業 収 入	9,329,000	△ 170,986	9,158,014
	6 雑 入	8,321,150	△ 1,035,800	7,285,350
15 道	債	559,494,000	6,565,400	566,059,400
	1 道 債	559,494,000	6,565,400	566,059,400
歳 入	合 計	2,812,358,411	4,536,640	2,816,895,051

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,643,204	△ 251,818	3,391,386
	1 議 会 費	3,643,204	△ 251,818	3,391,386
2 総 務 費		236,686,323	△ 7,072,470	229,613,853
	1 総 務 管 理 費	91,927,523	△ 5,346,339	86,581,184
	2 徴 税 費	98,180,906	△ 314,767	97,866,139
	3 学 事 宗 務 費	38,754,516	△ 860,732	37,893,784
	4 防 災 費	835,422	△ 44,761	790,661
	5 原子力安全対策費	548,207	△ 92,084	456,123
	6 危 機 管 理 費	16,463	△ 601	15,862
	7 領 土 復 帰 対 策 費	682,201	10,982	693,183
	8 会 計 管 理 費	962,034	△ 38,184	923,850
	9 札 幌 医 科 大 学 費	2,625,917	△ 266,611	2,359,306
10 選 挙 費	1,267,065	△ 19,550	1,247,515	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 人事委員会費	303,599	△ 56,435	247,164
	12 監査委員費	582,470	△ 43,388	539,082
3 知事政策費		1,923,373	△ 96,179	1,827,194
	1 知事政策管理費	1,384,244	△ 60,005	1,324,239
	2 政策企画費	48,678	△ 5,463	43,215
	3 国際交流費	490,451	△ 30,711	459,740
4 企画振興費		39,536,200	△ 2,246,485	37,289,715
	1 企画振興管理費	5,129,146	△ 260,519	4,868,627
	2 計画費	18,745,620	△ 346,306	18,399,314
	3 地域振興費	8,425,856	△ 1,363,691	7,062,165
	4 地域主権推進費	13,362	△ 2,313	11,049
	5 交通企画費	4,302,813	△ 129,386	4,173,427
	6 I T 推進費	2,919,403	△ 144,270	2,775,133
5 環境生活費		8,049,342	△ 373,016	7,676,326

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境生活管理費	4,083,937	△ 218,064	3,865,873
	2 環境政策費	258,937	△ 9,785	249,152
	3 環境保全費	687,413	△ 44,795	642,618
	4 循環型社会推進費	372,660	△ 37,761	334,899
	5 自然環境費	469,070	△ 17,091	451,979
	6 知床世界自然遺産費	36,473	△ 2,112	34,361
	7 文化振興費	709,130	△ 10,319	698,811
	8 生活振興費	851,891	△ 7,270	844,621
	9 青少年対策費	220,578	△ 1,244	219,334
	10 女性対策費	204,645	△ 11,870	192,775
	11 交通安全対策費	154,608	△ 12,705	141,903
6 保健福祉費		290,240,804	994,441	291,235,245
	1 保健福祉管理費	28,983,563	423,467	29,407,030
	2 子ども未来づくり推進費	27,704,021	△ 651,248	27,052,773

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 国民健康保険費	94,599,043	△ 1,421,638	93,177,405
	4 医療政策費	6,124,067	△ 1,011,815	5,112,252
	5 疾病対策費	18,649,536	△ 176,652	18,472,884
	6 地域保健費	1,224,267	△ 75,138	1,149,129
	7 食品衛生費	1,292,207	△ 155,903	1,136,304
	8 医務薬務費	97,356	△ 8,145	89,211
	9 地域福祉費	16,053,724	△ 829,623	15,224,101
	10 高齢者保健福祉費	3,350,812	32,874	3,383,686
	11 介護保険費	43,362,367	△ 73,239	43,289,128
	12 障害者保健福祉費	15,352,963	6,112,428	21,465,391
	13 保護費	33,366,948	△ 1,165,528	32,201,420
	14 災害救助費	79,930	△ 5,399	74,531
7 経 済 費		198,319,803	△ 1,690,976	196,628,827
	1 経済管理費	6,425,049	△ 120,895	6,304,154

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 観光のくにつくり 推 進 費	628,045	△ 16,948	611,097
	3 経 済 政 策 費	27,751	△ 1,316	26,435
	4 新 産 業 振 興 費	169,649	△ 31,594	138,055
	5 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	3,359,746	△ 38,346	3,321,400
	6 産 業 立 地 費	16,881,957	△ 435,676	16,446,281
	7 商 工 振 興 費	8,883,855	△ 560,241	8,323,614
	8 産 業 支 援 費	172,643	△ 2,206	170,437
	9 商 業 経 済 交 流 費	1,375,103	△ 20,708	1,354,395
	10 金 融 費	157,195,612	△ 213,951	156,981,661
	11 雇 用 対 策 費	455,137	△ 11,126	444,011
	12 労 政 福 祉 費	66,356	△ 4,613	61,743
	13 人 材 育 成 費	1,979,504	△ 136,817	1,842,687
	14 工 鉱 業 試 験 調 査 費	210,758	△ 12,706	198,052
	15 労 働 委 員 会 費	488,638	△ 83,833	404,805

款	項	補正前の額	補正額	計
8 農 政 費		209,477,566	△ 5,063,703	204,413,863
	1 農 政 管 理 費	15,350,118	△ 278,394	15,071,724
	2 食 品 政 策 費	1,296,793	△ 432,244	864,549
	3 農 産 振 興 費	620,036	△ 12,231	607,805
	4 畜 産 振 興 費	2,793,463	△ 105,336	2,688,127
	5 技 術 普 及 費	547,774	△ 45,022	502,752
	6 農 業 経 営 費	3,610,894	△ 338,338	3,272,556
	7 農 業 支 援 費	16,044,861	△ 2,089,331	13,955,530
	8 農 地 調 整 費	1,458,781	△ 86,185	1,372,596
	9 農 村 設 計 費	23,885,872	△ 136,609	23,749,263
	10 農 業 農 村 整 備 事 業 費	81,176,368	△ 1,424,219	79,752,149
	11 農 業 施 設 管 理 費	61,025,374	△ 20,142	61,005,232
	12 農 村 計 画 費	327,913	△ 8,084	319,829
	13 農 業 試 験 費	1,339,319	△ 87,568	1,251,751

款	項	補正前の額	補正額	計
9	水産林務費	93,553,054	△ 651,942	92,901,112
	1 水産林務管理費	12,123,394	△ 273,305	11,850,089
	2 森林環境費	2,920,018	△ 34,292	2,885,726
	3 企画調整費	290,507	△ 9,667	280,840
	4 水産経営費	4,729,788	△ 65,154	4,664,634
	5 水産振興費	321,158	△ 14,412	306,746
	6 漁港漁村費	35,402,801	△ 433,130	34,969,671
	7 漁業管理費	1,106,667	△ 110,330	996,337
	8 漁業指導費	852,301	△ 55,032	797,269
	9 木材振興費	136,482	△ 4,327	132,155
	10 森林計画費	4,147,152	△ 21,515	4,125,637
	11 林業振興費	7,405,624	582,068	7,987,692
	12 森林整備費	6,499,444	△ 1,766	6,497,678
	13 治山費	15,819,338	△ 109,199	15,710,139

款	項	補正前の額	補正額	計
	14 水産林業試験研究費	1,798,380	△ 101,881	1,696,499
10 建設費		379,269,000	348,640	379,617,640
	1 建設管理費	67,138,262	△ 616,117	66,522,145
	2 道路橋りょう費	177,957,466	417,114	178,374,580
	3 河川費	71,149,231	△ 98,642	71,050,589
	4 空港港湾費	6,580,547	△ 85,234	6,495,313
	5 砂防海岸費	23,218,267	1,341,559	24,559,826
	6 建築指導費	1,904,236	△ 450,778	1,453,458
	7 住宅費	60,600	△ 5,716	54,884
	8 都市環境費	26,661,391	△ 116,073	26,545,318
	9 公園下水道費	4,433,202	△ 27,740	4,405,462
	10 まちづくり推進費	105,030	△ 2,312	102,718
	11 営繕費	60,768	△ 7,421	53,347
11 警察費		138,094,660	332,694	138,427,354

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	129,577,138	633,385	130,210,523
	2 警察活動費	3,386,700	△ 142,339	3,244,361
	3 交通安全施設費	5,130,822	△ 158,352	4,972,470
12 教育費		497,962,687	1,694,870	499,657,557
	1 教育総務費	32,370,046	△ 572,276	31,797,770
	2 小学校費	187,834,403	420,784	188,255,187
	3 中学校費	111,599,826	54,247	111,654,073
	4 高等学校費	116,920,872	1,942,154	118,863,026
	5 特殊学校費	43,857,964	△ 29,199	43,828,765
	6 学校教育費	1,049,040	△ 46,097	1,002,943
	7 社会教育費	2,321,376	△ 55,648	2,265,728
	8 保健体育費	2,009,160	△ 19,095	1,990,065
13 災害復旧費		17,933,618	△ 2,529,456	15,404,162
	1 農地開発施設 災害復旧費	1,178,329	627,960	1,806,289

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 水産林業施設 災害復旧費	5,859,399	△ 2,262,921	3,596,478
	3 土木施設災害復旧費	10,895,890	△ 894,495	10,001,395
14 公債費		609,081,810	14,700,000	623,781,810
	1 公債費	609,081,810	14,700,000	623,781,810
15 諸支出金		87,636,967	6,764,284	94,401,251
	1 繰出金	10,389,165	△ 384,931	10,004,234
	2 諸費	77,247,802	7,149,215	84,397,017
17 繰上充用金		750,000	△ 322,244	427,756
	1 繰上充用金	750,000	△ 322,244	427,756
歳出	合計	2,812,358,411	4,536,640	2,816,895,051

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 企画振興費	2 計画費	道州制北海道 モデル事業推進費	2,219,000	道州制北海道 モデル事業推進費	2,585,000
	5 交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道 整備事業費負担金	132,540
8 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	254,000
		—	—	耕地災害復旧事業 事務費	3,879
	7 農業支援費	—	—	強い農業づくり 事業費	10,659
	10 農業農村 整備事業費	—	—	道営土地改良 事業費	4,266,116
		—	—	道営農用地造成 事業費	961,642
		—	—	団体営農用地造成 事業費	950,773
		—	—	道営農地防災 事業費	14,080
		—	—	道営農村総合整備 事業費	265,457
—	—	道営農道 整備事業費	70,000		
9 水産林務費	1 水産林務 管理費	公共事業事務費	42,007	公共事業事務費	44,320
		補助事業事務費	669	補助事業事務費	25,816

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	6 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤整備事業費	710,654
	10 森林計画費	—	—	森林環境保全整備事業費	35,286
10 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	12,300
		補助事業事務費	24,900	補助事業事務費	64,200
	2 道路橋りょう費	道路公共事業費	5,119,000	道路公共事業費	6,343,000
		道路特別対策事業費	330,800	道路特別対策事業費	668,800
		緊急地方道路整備事業費	496,200	緊急地方道路整備事業費	913,200
	3 河川費	河川公共事業費	1,857,000	河川公共事業費	3,226,700
		—	—	河川公共事業費補助金	21,000
	4 空港港湾費	—	—	空港公共事業費	5,600
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	40,000	砂防公共事業費	346,000
		—	—	災害関連事業費	1,083,500
—		—	海岸公共事業費	50,000	
8 都市環境費	—	—	街路公共事業費	3,408,000	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	街路特別対策事業費	344,400
		—	—	緊急地方道路整備事業費	516,600
	9 公園下水道費	—	—	下水道公共事業費	20,000
13 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	—	—	耕地災害復旧事業費	867,713
	2 水産林業施設災害復旧費	漁港災害復旧事業費	178,416	漁港災害復旧事業費	1,279,424
		—	—	林道災害復旧事業費	459,203
		—	—	森林災害復旧造林事業費	70,000
		—	—	治山施設災害復旧事業費	525,667
	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	5,944,100	土木災害復旧事業費	6,609,400

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和54年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 〔昭和53年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分〕	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,444,025千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,444,025千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和55年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 〔昭和53年度及び昭和54年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分〕	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 4,073,544千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 4,073,544千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和56年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為 〔昭和53年度及び昭和54年度並びに昭和55年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為関連分〕	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,988,570千円以内	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、農業投資返還金、管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 2,988,570千円以内

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和57年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為 〔昭和53年度、昭和54年度、昭 和55年度及び昭和56年度苫小 牧東部工業基地用地の先行取 得に関する債務負担行為関連分〕	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 農業投資返還金、 管理費、調査測 量費、事務費及 び資金経費につ いて 2,919,816千 円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 農業投資返還金、 管理費、調査測 量費、事務費及 び資金経費につ いて 2,919,816千 円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和58年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 管理費、事務費 及び資金経費に ついて 68,576千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 管理費、事務費 及び資金経費に ついて 68,576千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和59年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につ いて 7,459千円以 内	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につ いて 7,459千円以 内

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和60年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 7,705千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 7,705千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和61年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 6,360千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 6,360千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和62年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 8,204千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 8,204千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和63年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,968千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,968千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成元年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,259千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,259千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成2年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,199千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,199千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成3年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,044千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 4,044千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成4年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,140千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 5,140千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成5年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,390千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,390千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成6年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費につい	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費につい

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		て 4,804千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		て 4,804千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成7年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,352千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,352千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成8年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,577千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,577千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成9年度苫小牧東部工業基地用 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成13年度から 平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,422千円以 内 借入資金に係る	平成13年度から 平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 4,422千円以 内 借入資金に係る

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額		利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成10年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 4,317千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 4,317千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成11年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 3,992千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 3,992千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成12年度苫小牧東部工業基地用地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成18年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 3,197千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得	平成13年度から平成27年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 3,197千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和51年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成14年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,537千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,541千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和56年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成14年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,509千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,525千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和61年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成14年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 17,512千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 17,521千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成3年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成14年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,991千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,000千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成8年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成14年度から平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,390千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,399千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
名寄広域公園の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	平成18年度から平成21年度まで	136,566	平成18年度から平成21年度まで	138,497
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	総務費について 1,326,000 環境生活費について 1,811,000 経済費について 340,000 水産林務費について 823,000 建設費について 1,995,000 教育費について 4,036,000 の合計額 10,331,000	平成17年度から平成21年度まで	総務費について 1,326,000 環境生活費について 1,861,000 経済費について 340,000 水産林務費について 824,000 建設費について 1,995,000 教育費について 4,036,000 の合計額 10,382,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整 備 費	112,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	152,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
退 職 手 当	10,000,000	同 上	10% 以内	同 上	14,000,000	同 上	10% 以内	同 上
道州制北海道 モデル事業 推 進 費	7,470,000	同 上	10% 以内	同 上	7,474,200	同 上	10% 以内	同 上
北海道新幹線 鉄 道 整 備 事 業 費	1,233,000	同 上	10% 以内	同 上	1,369,000	同 上	10% 以内	同 上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	1,191,000	同 上	10% 以内	同 上	2,047,000	同 上	10% 以内	同 上
すべての人に やさしいまち づくり推進 事 業 費	68,000	同 上	10% 以内	同 上	67,000	同 上	10% 以内	同 上
災 害 資 金 貸 付 事 業 費	10,000	国庫からの借入れによる。	0	12年以内において、国の定める分割払の方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	0	—	—	—
経 営 体 育 成 対 策 費	64,000	同 上	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	0	—	—	—
土 地 改 良 事 業 費	15,386,000	総務省、財務省その他からの借入	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	14,844,000	総務省、財務省その他からの借入	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
		れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。		れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成事業費	783,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	804,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災事業費	1,999,000	同 上	10%以内	同 上	1,944,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	574,000	同 上	10%以内	同 上	2,584,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,320,000	同 上	10%以内	同 上	1,272,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	1,776,000	同 上	10%以内	同 上	1,663,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	16,213,000	同 上	10%以内	同 上	14,579,000	同 上	10%以内	同 上
農業試験場施設整備費	87,000	同 上	10%以内	同 上	110,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	9,796,000	同 上	10%以内	同 上	9,572,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,128,000	同 上	10%以内	同 上	4,056,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁 港 海 岸 保 全 費	999,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	969,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道事業費	1,251,000	同 上	10%以内	同 上	1,199,000	同 上	10%以内	同 上
林道整備 特別対策 事業費	121,000	同 上	10%以内	同 上	119,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	7,873,000	同 上	10%以内	同 上	7,589,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,667,000	同 上	10%以内	同 上	1,563,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	1,053,000	同 上	10%以内	措置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,152,200	同 上	10%以内	措置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路 事業費	61,563,000	同 上	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	65,042,000	同 上	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持 管理費	5,603,000	同 上	10%以内	同 上	5,548,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設 改良費	12,413,000	同 上	10%以内	同 上	12,299,000	同 上	10%以内	同 上
積雪寒冷 対策費	6,047,000	同 上	10%以内	同 上	6,055,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 道 整 備 費	1,349,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,315,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備 特別対策 事業費	31,375,000	同 上	10%以内	同 上	31,224,000	同 上	10%以内	同 上
みどりの道・ 川づくり特別 対策事業費	84,000	同 上	10%以内	同 上	110,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川 事業費	22,084,000	同 上	10%以内	同 上	20,628,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	13,817,000	同 上	10%以内	同 上	13,507,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	5,268,000	同 上	10%以内	同 上	5,274,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	2,568,000	同 上	10%以内	同 上	2,552,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港 整備費	349,000	同 上	10%以内	同 上	375,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	372,000	同 上	10%以内	同 上	393,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防 事業費	1,497,000	同 上	10%以内	同 上	2,200,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	6,871,000	同 上	10%以内	同 上	6,603,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事業費	1,325,000	同 上	10%以内	同 上	1,329,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 関 連 事 業 費	278,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	535,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直 轄 海 岸 事 業 費	349,000	同 上	10%以内	同 上	415,000	同 上	10%以内	同 上
海 岸 保 全 事 業 費	1,718,000	同 上	10%以内	同 上	1,648,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 海 岸 保 全 施 設 整 備 特 別 対 策 事 業 費	1,299,000	同 上	10%以内	同 上	1,298,000	同 上	10%以内	同 上
街 路 事 業 費	8,829,000	同 上	10%以内	同 上	8,750,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 街 路 整 備 特 別 対 策 事 業 費	3,484,000	同 上	10%以内	同 上	3,470,000	同 上	10%以内	同 上
都 市 公 園 費	1,181,000	同 上	10%以内	同 上	1,122,000	同 上	10%以内	同 上
土 地 区 画 整 理 事 業 推 進 費	—	—	—	—	18,000	同 上	10%以内	同 上
警 察 施 設 整 備 費	21,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	20,000	同 上	10%以内	同 上
交 通 安 全 施 設 整 備 費	813,000	同 上	10%以内	同 上	1,101,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 等 学 校 施 設 整 備 費	7,442,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	9,903,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特 殊 学 校 施 設 整 備 費	1,317,000	同 上	10%以内	同 上	1,732,000	同 上	10%以内	同 上
耕 地 災 害 復 旧 費	34,000	同 上	10%以内	同 上	150,000	同 上	10%以内	同 上
漁 港 災 害 復 旧 費	628,000	同 上	10%以内	同 上	383,000	同 上	10%以内	同 上
林 道 災 害 復 旧 費	7,000	同 上	10%以内	同 上	12,000	同 上	10%以内	同 上
森 林 災 害 復 旧 費	126,000	同 上	10%以内	同 上	140,800	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	525,000	同 上	10%以内	同 上	223,000	同 上	10%以上	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	2,215,000	同 上	10%以内	同 上	2,064,000	同 上	10%以上	同 上
住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	4,000,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同 上	3,858,200	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政 対策債	74,000,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	74,165,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	措置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	559,494,000				568,059,400			

平成18年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,763,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		17,568,606	78,321	17,646,927
	1 使用料	17,489,206	78,321	17,567,527
2 国庫支出金		185,313	△ 24,768	160,545
	1 国庫補助金	185,313	△ 24,768	160,545
4 繰入金		2,568,582	△ 424,574	2,144,008
	1 一般会計繰入金	2,568,582	△ 424,574	2,144,008
5 繰越金		300,000	377,902	677,902
	1 繰越金	300,000	377,902	677,902
6 諸収入		268,920	8,725	277,645
	3 雑収入	110,477	8,725	119,202
7 道債		878,000	△ 22,000	856,000
	1 道債	878,000	△ 22,000	856,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	21,769,521	△ 6,394	21,763,127

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病 院 費		19,915,555	△ 11,023	19,904,532
	1 病 院 管 理 費	9,697,753	△ 18,051	9,679,702
	2 病 院 事 業 費	10,217,802	7,028	10,224,830
2 公 債 費		1,837,781	4,364	1,842,145
	1 公 債 費	1,837,781	4,364	1,842,145
3 諸 支 出 金		16,185	265	16,450
	1 繰 出 金	16,185	265	16,450
歳 出 合 計		21,769,521	△ 6,394	21,763,127

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 附属病院費	878,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	856,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成18年度北海道公債管理特別会計補正予算（第2号）

平成18年度北海道公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,452,933千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ461,810,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		978,485	△ 137,215	841,270
	1 財産運用収入	978,485	△ 137,215	841,270
2 繰入金		446,379,194	14,590,148	460,969,342
	1 一般会計繰入金	353,394,246	14,700,000	368,094,246
	2 基金繰入金	92,984,948	△ 109,852	92,875,096
歳入合計		447,357,679	14,452,933	461,810,612

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		446,027,021	14,452,933	460,479,954
	1 公 債 費	446,027,021	14,452,933	460,479,954
歳 出 合 計		447,357,679	14,452,933	461,810,612

平成18年度北海道小児総合保健センター事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道小児総合保健センター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235,252千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,977,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1,920,987	△ 397,529	1,523,458
	1 使用料	1,919,857	△ 397,529	1,522,328
2 繰入金		1,251,284	92,854	1,344,138
	1 一般会計繰入金	1,251,284	92,854	1,344,138
3 繰越金		40,000	69,423	109,423
	1 繰越金	40,000	69,423	109,423
歳入合計		3,213,062	△ 235,252	2,977,810

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 センター費		2,880,436	△ 230,148	2,650,288
	1 センター管理費	1,837,503	19,552	1,857,055
	2 センター事業費	1,042,933	△ 249,700	793,233
3 諸支出金		221,146	△ 5,104	216,042
	1 繰 出 金	221,146	△ 5,104	216,042
歳 出 合 計		3,213,062	△ 235,252	2,977,810

平成18年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成18年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		231,831	430	232,261
	1 財産運用収入	1,408	430	1,838
歳入合計		231,963	430	232,393

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		231,963	430	232,393
	1 公 債 費	231,963	430	232,393
歳 出 合 計		231,963	430	232,393

平成18年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,074,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		14,145	△ 2,772	11,373
	1 一般会計繰入金	14,145	△ 2,772	11,373
2 繰越金		488,612	△ 75,324	413,288
	1 繰越金	488,612	△ 75,324	413,288
3 諸収入		3,352,778	△ 723,628	2,629,150
	1 貸付金収入	3,059,316	△ 807,467	2,251,849
	2 雑入	293,462	83,839	377,301
4 道債		21,193	△ 270	20,923
	1 道債	21,193	△ 270	20,923
歳入合計		3,876,728	△ 801,994	3,074,734

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		945,582	△ 105,447	840,135
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	945,582	△ 105,447	840,135
2 公 債 費		2,137,334	△ 503,461	1,633,873
	1 公 債 費	2,137,334	△ 503,461	1,633,873
3 諸 支 出 金		793,812	△ 193,086	600,726
	1 繰 出 金	793,812	△ 193,086	600,726
歳 出 合 計		3,876,728	△ 801,994	3,074,734

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近代化資金 貸付事業費	21,193	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1.15% 以内	据置期間を含め20年 以内において、半年 賦元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。	20,923	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1.40% 以内	据置期間を含め20年 以内において、半年 賦元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。

平成18年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106,949千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,092,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		216,873	△ 39,415	177,458
	1 一般会計繰入金	216,873	△ 39,415	177,458
4 道債		365,028	△ 67,534	297,494
	1 道債	365,028	△ 67,534	297,494
歳入合計		2,199,875	△ 106,949	2,092,926

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金貸付事業費		928,656	△ 274,090	654,566
	1 農業改良資金貸付事業費	928,656	△ 274,090	654,566
2 就農支援資金貸付事業費		687,275	△ 102,859	584,416
	1 就農支援資金貸付事業費	687,275	△ 102,859	584,416
3 公 債 費		387,777	180,000	567,777
	1 公 債 費	387,777	180,000	567,777
4 諸 支 出 金		196,167	90,000	286,167
	1 繰 出 金	196,167	90,000	286,167
歳 出 合 計		2,199,875	△ 106,949	2,092,926

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	365,028	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	297,494	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。

平成18年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ793,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		134,568	7,761	142,329
	1 一般会計繰入金	134,568	7,761	142,329
3 繰越金		100	15,822	15,922
	1 繰越金	100	15,822	15,922
4 諸収入		269,577	△ 10,741	258,836
	2 一般会計借入金	234,514	△ 10,741	223,773
歳入	合計	780,391	12,842	793,233

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		201,514	12,526	214,040
	1 公共下水道事業費	201,514	12,526	214,040
2 公 債 費		576,072	365	576,437
	1 公 債 費	576,072	365	576,437
3 諸 支 出 金		2,805	△ 49	2,756
	1 繰 出 金	2,805	△ 49	2,756
歳 出 合 計		780,391	12,842	793,233

平成18年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,596千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,714,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		483,086	△ 1,663	481,423
	1 負担金	483,086	△ 1,663	481,423
2 国庫支出金		1,486,000	△ 4,739	1,481,261
	1 国庫補助金	1,486,000	△ 4,739	1,481,261
3 繰入金		1,729,869	△ 18,829	1,711,040
	1 一般会計繰入金	1,729,869	△ 18,829	1,711,040
4 繰越金		100	6,114	6,214
	1 繰越金	100	6,114	6,214
5 諸収入		3,061	10,521	13,582
	1 雑収入	3,061	10,521	13,582
6 道債		1,023,000	△ 2,000	1,021,000
	1 道債	1,023,000	△ 2,000	1,021,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	4,725,116	△ 10,596	4,714,520

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,444,732	△ 9,446	2,435,286
	1 流域下水道事業費	2,444,732	△ 9,446	2,435,286
2 公 債 費		2,267,271	481	2,267,752
	1 公 債 費	2,267,271	481	2,267,752
3 諸 支 出 金		13,113	△ 1,631	11,482
	1 繰 出 金	12,113	△ 1,030	11,083
	2 諸 費	1,000	△ 601	399
歳 出 合 計		4,725,116	△ 10,596	4,714,520

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	40,180

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,023,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,021,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成18年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153,221千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,804,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,395,209	△ 56,205	5,339,004
	1 使用料	5,395,209	△ 56,205	5,339,004
2 国庫支出金		5,119,846	△ 96,710	5,023,136
	1 国庫補助金	5,119,846	△ 96,710	5,023,136
3 財産収入		4,454	215,691	220,145
	1 財産運用収入	4,454	△ 3,649	805
	2 財産売却収入	0	219,340	219,340
5 諸収入		2,009,079	△ 170,997	1,838,082
	1 一般会計借入金	1,699,346	△ 128,490	1,570,856
	2 受託事業収入	146,387	△ 28,011	118,376
	3 雑収入	163,346	△ 14,496	148,850
6 道債		5,572,000	△ 45,000	5,527,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道 債	5,572,000	△ 45,000	5,527,000
歳 入	合 計	22,957,775	△ 153,221	22,804,554

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		10,963,936	△ 155,607	10,808,329
	1 道営住宅事業費	10,963,936	△ 155,607	10,808,329
2 公 債 費		9,444,128	548	9,444,676
	1 公 債 費	9,444,128	548	9,444,676
3 諸 支 出 金		2,549,711	1,838	2,551,549
	1 繰 出 金	1,219,043	△ 1,312	1,217,731
	3 諸 費	10	3,150	3,160
歳 出 合 計		22,957,775	△ 153,221	22,804,554

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	4,886,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,841,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	5,572,000				5,527,000			

議 案 第 85 号

平成18年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,890,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		4,008	2,957	6,965
	1 財産運用収入	4,008	2,957	6,965
2 繰入金		145,733	44	145,777
	1 一般会計繰入金	144,374	44	144,418
3 諸収入		57,737,656	△ 44	57,737,612
	2 貸付金収入	29,626,656	△ 44	29,626,612
歳入	合計	57,887,397	2,957	57,890,354

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		29,776,397	2,957	29,779,354
	1 公 債 費	29,776,397	2,957	29,779,354
歳 出 合 計		57,887,397	2,957	57,890,354

平成18年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477,898千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,091,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		7,269	△ 525	6,744
	1 手数料	7,269	△ 525	6,744
2 財産収入		1,630	△ 435	1,195
	1 財産運用収入	1,630	△ 435	1,195
3 寄附金		80,000	2,000	82,000
	1 寄附金	80,000	2,000	82,000
4 繰越金		10	51,274	51,284
	1 繰越金	10	51,274	51,284
5 諸収入		15,480,887	△ 530,212	14,950,675
	1 収益事業収入	12,361,394	△ 428,791	11,932,603
	3 雑収入	2,026,535	△ 101,421	1,925,114
歳入合計		15,569,796	△ 477,898	15,091,898

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		15,434,947	△ 471,255	14,963,692
	1 競 馬 総 務 費	84,206	△ 3,084	81,122
	2 競 馬 開 催 費	15,350,741	△ 468,171	14,882,570
2 諸 支 出 金		134,849	△ 6,643	128,206
	1 繰 出 金	13,743	△ 152	13,591
	2 納 付 金	121,106	△ 6,491	114,615
歳 出 合 計		15,569,796	△ 477,898	15,091,898

平成18年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成18年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成18年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	331,055人	△ 66,397人	264,658人
外 来	581,630人	△ 137,918人	443,712人
(4) 一日平均患者数			
入 院	907人	△ 182人	725人
外 来	2,374人	△ 563人	1,811人
(5) 主要な建設改良事業			
病院建設事業	7,355,182千円	△ 41,119千円	7,314,063千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,706,043千円	△ 2,694,287千円	14,011,756千円
第1項 医業収益	12,592,938千円	△ 3,292,567千円	9,300,371千円
第2項 医業外収益	4,106,105千円	598,280千円	4,704,385千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,960,773千円	△ 1,486,535千円	16,474,238千円
第1項 医業費用	17,164,506千円	△ 1,470,223千円	15,694,283千円
第2項 医業外費用	789,127千円	△ 16,312千円	772,815千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,131千円は、過年度分損益勘定留保資金19,844千円及び過年度資本的収支調整

額2,287千円で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	8,740,614千円	132,383千円	8,872,997千円
第1項 企 業 債	7,531,000千円	△ 38,000千円	7,493,000千円
第3項 長 期 借 入 金	116,019千円	190,760千円	306,779千円
第4項 他 会 計 負 担 金	1,071,625千円	△ 20,377千円	1,051,248千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	8,963,247千円	△ 68,119千円	8,895,128千円
第1項 建 設 改 良 費	7,824,344千円	△ 68,119千円	7,756,225千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 7,531,000	総務省、財務省その他の借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 7,493,000	総務省、財務省その他の借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費8,714,118千円」を「(1)職員給与費8,419,130千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「3,131,954千円」を「2,272,034千円」に改める。

平成18年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成18年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成18年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	285,239,000キロワット時	△9,533キロワット時	285,229,467キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
スーパーパロ発電所 建設事業	149,256千円	△ 5,901千円	143,355千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,499,819千円	△ 40,269千円	3,459,550千円
第1項 営業収益	3,486,719千円	△ 56,542千円	3,430,177千円
第4項 特別利益	0千円	16,273千円	16,273千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,021,586千円	△ 49,696千円	2,971,890千円
第1項 営業費用	2,039,925千円	△ 43,609千円	1,996,316千円
第3項 営業外費用	144,667千円	△ 5,906千円	138,761千円
第4項 特別損失	181千円	△ 181千円	0千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,536,743千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,532,267千円」に、「過年度分損益勘定留保資金475,022千円、当年度分損益勘定留保資金706,915千円、当年度利益剰余金処分額347,158千円及び当年度資本的収支調整額7,648千円」を「過年度分損益勘定留保資金490,050千円、当年度分損益勘定留保資金711,578千円、当年度利益剰余金処分額311,687千円及び当年度資本的収支調整額18,952千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	131,091千円	△ 1,591千円	129,500千円
第1項 企 業 債	117,000千円	△ 2,000千円	115,000千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	409千円	409千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,667,834千円	△ 6,067千円	1,661,767千円
第1項 建 設 改 良 費	413,633千円	△ 6,067千円	407,566千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
シューパロ 発電所 建設事業	千円 117,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 115,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費 558,172千円」を「(1)職員給与費 525,290千円」に、「(2)交際費 325千円」を「(2)交際費 130千円」に改める。

平成18年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成18年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成18年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	69箇所	△ 1箇所	68箇所
(2) 年間総給水量	85,477,374立方メートル	348,215立方メートル	85,825,589立方メートル
(3) 一日平均給水量	234,185立方メートル	953立方メートル	235,138立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	709,132千円	△ 1,149千円	707,983千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	43,499千円	△ 1,713千円	41,786千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	647,040千円	△ 2,248千円	644,792千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金 220,331千円」を「一般会計から長期借入金 202,361千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	1,644,547千円	25,782千円	1,670,329千円
第1項 営業収益	1,644,252千円	14,805千円	1,659,057千円
第2項 営業外収益	295千円	996千円	1,291千円
第3項 特別利益	0千円	9,981千円	9,981千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	35,174,126千円	△ 22,930千円	35,151,196千円
第1項 営業費用	1,484,476千円	△ 37,393千円	1,447,083千円
第2項 営業外費用	363,914千円	14,463千円	378,377千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 390,679千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額 389,895千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 350,060千円及び当年度資本的収支調整額 40,619千円」を「過年度分損益勘定留保資金 40千円、当年度分損益勘定留保資金 352,466千円及び当年度資本的収支調整額 37,389千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	27,081,303千円	△ 18,302千円	27,063,001千円
第3項 負担金	8,774千円	△ 8,774千円	0千円
第4項 他会計からの出資金	41,200千円	△ 1,713千円	39,487千円
第5項 他会計からの長期借入金	253,429千円	△ 10,958千円	242,471千円
第6項 固定資産売却代金	0千円	3,143千円	3,143千円
支 出			
第1款 資本的支出	27,471,982千円	△ 19,086千円	27,452,896千円
第1項 建設改良費	1,512,625千円	△ 26,567千円	1,486,058千円
第2項 企業債償還金	15,965,400千円	7,481千円	15,972,881千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費 358,317千円」を「(1)職員給与費 344,929千円」に、「(2)交際費 175千円」を「(2)交際費 70千円」に改める。